

県立中央病院と青森市民病院のあり方検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 青森県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）に基づき、青森地域（地域医療構想に定める構想区域）において、急性期医療や政策医療などの基幹的役割を担う県立中央病院と青森市民病院のあり方等を検討するため、県立中央病院と青森市民病院のあり方検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、県立中央病院と青森市民病院のあり方について検討し、その結果を青森県知事及び青森市長に提言する。

(委員)

第3条 協議会の委員は、15名以内とする。

2 委員は地域医療に係る有識者、医療関係者等から青森県病院事業管理者及び青森市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(委員長等)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は、委員の互選による。

3 副委員長は、委員長が選任する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 協議会は委員の過半数の出席によって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、青森県病院局運営部地域医療課及び青森市民病院事務局総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月8日から施行する。

県立中央病院と青森市民病院のあり方検討協議会委員

区 分	氏 名	役職名
	宇口 比呂志	埼玉りそな銀行 シニアエキスパート
	栗谷 義樹	山形県・酒田市病院機構 理事長
	邊見 公雄	全国自治体病院協議会 名誉会長
	堀見 忠司	高知医療センター 名誉院長
関連大学	福田 眞作	弘前大学学長
関係団体	高木 伸也	青森県医師会長
	成田 祥耕	青森市医師会長
医療行政	大西 基喜	地域医療構想アドバイザー
	奈須下 淳	青森県健康福祉部長
病院関係者	吉田 茂昭	青森県病院事業管理者
	能代谷 潤治	青森市副市長